

建設工事・建設工事関連業務委託の契約保証等の取扱について

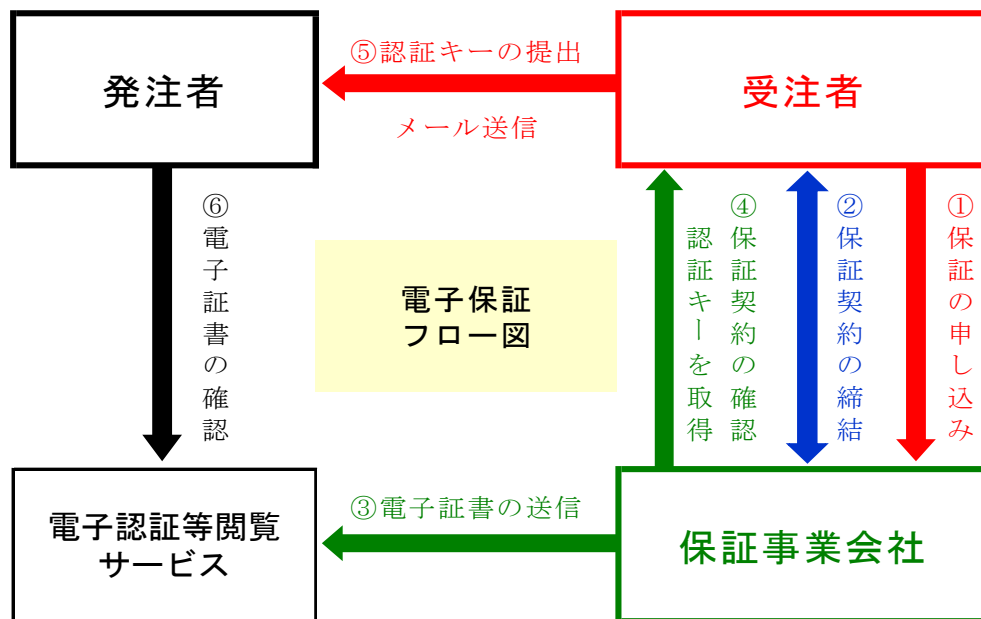
この度、浜松市では、デジタル・ガバメント推進の一環として建設工事及び建設工事関連業務委託における契約保証及び前払金保証等について電子化された保証証書の取り扱いを開始しますのでお知らせします。

なお、従来の書面による提出も引き続き可能としております。

記

1 電子保証とは

これまでの書面による保証証書に代わり、インターネットを介して電子証書の発行から閲覧までを行うことができる仕組みをいいます。



2 対象

保証の種類	証書の種類	保証事業会社
契約保証	契約保証証書	東日本建設業保証 (株) 西日本建設業保証 (株) 北海道建設業信用保証 (株)
前払金保証 (中間前払金)	前払金保証証書 (中間前払金保証証書)	

※銀行保証、履行保証保険、履行ボンデ等の保証については、今回の電子化対応の対象外です。

3 適用開始日

令和5年3月1日以降の契約分から

4 運用方法

保証事業会社から発行された『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』（PDF）を電子メールに添付し、契約案件を所管する下記契約担当課アドレス宛に送付してください。なお、不明点がございましたら各契約担当課宛にお問合せください。

※送付にあたっては、次頁の「メール送付時の注意事項」をご確認ください。

No.	契約担当課	メールアドレス	電話番号
1	調達課 工事契約グループ	tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-457-2176
2	上下水道総務課 総務・防災グループ	suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-474-7011
3	北部上下水道課 管理調整グループ	hokubu-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-525-6081
4	天竜上下水道課 水道管理グループ	tn-suido@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-922-0035
5	北行政センター 管財・調達グループ	n-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-523-2876
6	浜名区・区振興課 調達・管財グループ	hn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-585-1146
7	天竜区・区振興課 総務グループ	tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-922-0011

※国土交通省における運用では、電子証書等閲覧サービスによる取り扱い（次頁参照・※1）と電子メールによる取り扱い（次頁参照・※2）としておりますが、浜松市においては、電子証書等閲覧サービスによる取り扱いのみとします。

5 現金納付の対応

契約保証金の現金納付については、従来の納入通知書による納付のほか、口座振込での対応を可とします（調達課・上下水道部契約案件のみ）。なお、口座振込の場合、納付書兼領収書の受領と提出で来庁いただく必要はありませんが、振込手数料が発生する場合がございます。口座振込を希望される場合は、契約窓口となる契約担当課（No. 1～4）までご連絡ください。

また、納入通知書により納付をされる場合、領収印が押された納付書兼領収書の写しを提出いただきますが、従来の郵送・持参に加え、電子メールによる提出も可とします。

※送付にあたっては、次頁の「メール送付時の注意事項」をご確認ください。

6 その他

- ・ 保証の申し込み、契約方法については、保証事業会社にお問い合わせください。
- ・ PDF方式により発行された保険証券等を電子メールにて提出する方法については、電子保証取扱の対象外としておりますのでご注意ください。
- ・ 保証事業会社の契約保証は前払金保証の特約となるため、前払金請求をしない場合は契約保証を利用できません。

★メール送付時の注意事項

各契約担当課にメール送付する際は、送付後に電話連絡により到着確認を行ってください。また、下記のと通りの件名を設定してください。

送付内容	メール件名
電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ (PDF)	【会社名】 認証キーの送付について
納付書兼領収書	【会社名】 納付書兼領収書の送付について

(参考)

※1 電子証書等閲覧サービスによる取り扱い

保証事業会社又は保険会社が提供する電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を受注者が発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

※2 電子メールによる取り扱い

保険会社又は受注者が、PDF 発行証券を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該 PDF 発行証券を開封する。

補足：令和6年1月1日付組織改正に伴い、「4 運用方法」について、赤字部分を改正しました。